

鈴鹿市危険物施設違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 月 3 0 日

鈴鹿市消防長 酒 井 孝 明

鈴鹿市危険物施設違反処理規程の一部を改正する訓令
鈴鹿市危険物施設違反処理規程（平成 2 9 年 3 月 2 4 日消防本部訓令第 3 号）の一
部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改める。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げ る用語の意義は、次の各号に定めるところ による。 <u>（ 1 ） 危険物施設 指定数量以上の危険物 の貯蔵、取扱いを行っていると認められ るすべての場所をいう。</u> <u>（ 2 ） ～ （ 12 ）</u> 略 （違反処理の基準） 第 5 条 違反処理は、<u>危険物施設違反処理標 準マニュアル（令和 3 年 3 月 26 日付け消防 危第 44 号通知。以下「違反処理マニユア ル」という。）</u>により処理しなければなら ない。	（定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げ る用語の意義は、次の各号に定めるところ による。 <u>（ 1 ） ～ （ 11 ）</u> 略 （違反処理の基準） 第 5 条 違反処理は、<u>危険物施設違反処理マ ニュアル（平成 14 年 10 月 23 日付け消防危第 503 号消防庁危険物安全室長通知に規定す る違反危険物施設違反処理マニュアル。以 下同じ。）</u>により処理しなければならな い。

2 前項の規定にかかわらず、違反の事実が明白で、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため若しくは人命安全上猶予できない緊急の必要があると認める場合は、違反処理マニュアルに定める措置順序によらないことができる。

(違反の報告及び調査)

第6条 消防職員（以下「職員」という。）は、職務の執行に際し、違反処理マニュアルの違反事項に該当すると認める違反を発見し、又は聞知した場合は、速やかに消防長に報告するものとする。

2～4 略

(違反状況の管理)

第7条 消防長は、違反処理マニュアルの違反事項に該当する違反について警告又は命令をしたときは、その経過を危険物違反処理台帳（第4号様式）に記載し、当該違反の状況を管理するものとする。

(公示)

第12条 法第11条の5第1項及び第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項及び第2項、法第12条の3第1項、法第13条の24第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項及び第4項並びに法第16条の6第1項に規定する命令を行つた場合は、当該命令に関わる危険物施設のある場所及び鈴鹿市危険物規制規則（平成3年鈴鹿市規則第2号）第21条に規定する掲示場に標識（

2 前項の規定にかかわらず、違反の事実が明白で、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため若しくは人命安全上猶予できない緊急の必要があると認める場合は、危険物施設違反処理マニュアルに定める措置順序によらないことができる。

(違反の報告及び調査)

第6条 消防職員（以下「職員」という。）は、職務の執行に際し、危険物施設違反処理マニュアルの違反事項に該当すると認める違反を発見し、又は聞知した場合は、速やかに消防長に報告するものとする。

2～4 略

(違反状況の管理)

第7条 消防長は、危険物施設違反処理マニュアルの違反事項に該当する違反について警告又は命令をしたときは、その経過を危険物違反処理台帳（第4号様式）に記載し、当該違反の状況を管理するものとする。

(公示)

第12条 消防長は、法第11条の5第1項及び第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項及び第2項、法第12条の3第1項、法第13条の24第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項及び第4項並びに法第16条の6第1項に規定する命令を行つた場合は、当該命令に関わる製造所等のある場所へ標識（第7号様式）の設置及び鈴鹿市消防本部の掲示板に公示を行うものとす

<u>第7号様式）を設置するものとする。</u> 2 前項の規定による<u>標識の</u>公示は、命令を行つた後、速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。 （送達） 第23条 警告書、命令書、催告書、許可取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）は、<u>原則として、関係者等に直接交付し、受領書（第18号様式）を徴するものとする。</u> 2 略	る。 2 前項の規定による公示は、命令を行つた後、速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。 （送達） 第23条 警告書、命令書、催告書、許可取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）は、関係者等に直接交付し、受領書（第18号様式）<u>に受領者の署名及び押印を求めるものとする。</u> 2 略
---	--

第7号様式の規定中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。